

岩手県告示第560号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成27年7月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 小鍬川

2 指定区間

(1) 左岸 上閉伊郡大槌町小鍬第15地割地先（蕨打直橋）から河口まで

(2) 右岸 上閉伊郡大槌町小鍬第16地割地先（蕨打直橋）から河口まで